

京都府地域防災計画（一般計画編等）の見直し概要について

1 見直し理由

ア 国の防災基本計画の修正（平26. 1. 17）（災害対策基本法の改正等）

平26. 1. 17 防災基本計画修正

- ・ 防災の基本理念の明確化（減災の考え方の明示、各主体一体となった対策推進など）
- ・ 大規模広域災害に対する即応力の強化（応援、応急措置代行による支援体制強化など）
- ・ 住民等の円滑かつ安全な避難の確保（避難行動要支援者名簿作成など）
- ・ 被災者保護対策の改善（指定避難所指定、罹災証明書交付、被災者台帳作成など）
- ・ 平素からの防災への取組強化（災害応急対策等を行う企業との協定締結促進など）
- ・ 大規模な災害からの円滑かつ迅速な復興（復興の基本理念など）

イ 国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定及び南海トラフ地震防災対策推進地域の指定

平26. 3. 27 南海トラフ地震防災対策推進基本計画策定及び推進地域指定

- ・ 従来の東南海・南海地震防災対策推進基本計画を廃し、南海トラフ地震防災対策推進基本計画を策定
- ・ ①地震防災対策の推進及び基本的施策、②施策の具体的な目標、③南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策等について規定
- ・ 府内の指定地域：震度6弱以上の揺れが想定される南丹市以南18市町村

ウ 防災会議専門部会等の意見

- ・ 京都BCP検討会議による「京都BCP行動指針（案）」の取りまとめ
- ・ 検討ワーキングによる公的備蓄の基本的な考え方の取りまとめ

エ その他（時点修正等）

2 見直しの概要

＜一般計画編、震災対策計画編＞

項目	該当	見直しの概要
計画の基本理念	ア	○被害の最小化とともに被害の迅速な回復を図る 「減災」の考え方を明示 ○多様な主体の自発的な防災活動の推進を明示
防災機関	ア、エ	○指定公共機関の追加の反映（内閣府告示）など
気象等観測・予報	エ	○特別警報が運用開始されたことに伴う発表基準等の規定整備等
情報連絡通信網の整備	エ	○WebEOC導入に係る内容の修正 ○移動通信機器の貸与（近畿総合通信局）

項目	該当	見直しの概要
内水防排除	エ	○下水道に係る内水排除の現況を追加
資材機材等整備	ウ、エ	○公的備蓄整備の考え方や備蓄倉庫に係る検討内容を修正
企業等防災対策	ア、ウ	○新たに章を新設し、企業等の防災対策を集約 <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害応急対策等を行う企業との連携</li> <li>・BCPの促進、事業所等の自主防災体制整備</li> <li>・京都BCPの普及</li> </ul>
自主防災組織整備	ア、ウ	○企業等防災対策の集約に伴う規定整備 ○災害対策基本法改正により導入された地区防災計画制度に係る内容を追記
行政機能維持対策	ウ	○災害対応に当たる要員の活動支援等のための備蓄に係る内容を追記
避難に関する計画	ア	○屋内待避等の適切な安全確保措置を明記 ○広域一時滞在に係る内容を追記 ○指定緊急避難場所・指定避難所、避難行動要支援者名簿などについて災害対策基本法、防災基本計画の改正内容を反映
被災者支援対策	ア	○安否情報の収集・提供 ○被災者台帳・罹災証明書などについて災害対策基本法の改正内容を反映
広域防災活動拠点	オ	○京都御苑を広域防災拠点に追加
災害対策本部等の運用	エ	○災害対策要員の動員体制等の拡充 <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策支部の活動充実</li> <li>・府の退職者等による予備的な体制の確保</li> <li>・府職員による災害応援隊の組織</li> </ul>
災害復興対策	ア	○大規模災害復興法成立に伴う見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>・復興の基本方針</li> <li>・復興に向けた体制整備 など</li> </ul>
南海トラフ地震防災対策推進計画	イ	○地震防災対策推進地域の指定の反映 ○従来の東南海・南海地震防災対策推進計画を改正し南海トラフ地震防災対策推進計画の策定

# 防災基本計画修正(案)の概要

## 背景

災害対策基本法の改正  
(平成25年6月)

大規模災害からの復興に関する法律  
(平成25年6月)

原子力規制委員会における  
検討

## 主な修正項目

### 大規模災害への対策強化

#### 1 防災の基本理念の明確化

○被害の最小化と被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方の明示、国・地方公共団体・事業者・住民等各主体が一体となった防災対策の推進等

#### 2 大規模広域災害に対する即応力の強化

○災害緊急事態の布告時における**対処基本方針の作成**による政府一体となった災害応急対策の推進、国の経済秩序の維持  
○地方公共団体の機能が著しく低下した場合の**国による応援、応急措置の代行**による支援体制の強化

#### 3 住民等の円滑かつ安全な避難の確保

○**指定緊急避難場所の指定**による緊急時における住民等の安全の確保  
○**避難行動要支援者名簿の作成・活用**による高齢者、障害者等の避難行動要支援者の適切な避難誘導、安否確認の実施体制の整備

#### 4 被災者保護対策の改善

○**指定避難所の指定**による被災者が一定期間滞在する避難所の環境整備  
○**罹災証明書**の交付による被害の程度に応じた適切な支援の実施  
○**被災者台帳の作成**による被災者支援の総合的・効率的な実施

#### 5 平素からの防災への取組の強化

○災害応急対策等に係る業務を行う**企業と国・地方公共団体との協定締結**を促進  
○**地区防災計画の作成**、住民・事業者による共同防災訓練の実施等、地区内の防災活動の推進

#### 6 大規模な災害からの円滑かつ迅速な復興

○**復興の基本理念**(住民の意向を尊重、地方公共団体の主体的取組を国が支援)を明確化  
○国の設置する**復興本部**による施策の推進・総合調整  
○市町村の作成する**復興計画**に基づく計画的な復興

### 原子力災害への対策強化

#### 1 原子力災害対策重点区域における防護措置の実施

○**予防的防護措置を準備する区域(PAZ)**、**緊急的防護措置を準備する区域(UPZ)**における避難準備、屋内退避、避難等防護措置の実施

#### 2 緊急事態の区分の設定

○発災時の原子力施設の状況に応じて**警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態**等を設定し、住民防護措置、モニタリング等実施すべき措置を規定

#### 3 運用上の介入レベル(OIL)の設定

○空間線量率等に応じて**運用上の介入レベル(OIL)**を設定し、避難、一時移転等の緊急事態応急対策を実施

#### 4 緊急時モニタリング体制の見直し

○**国、地方公共団体、原子力事業者が連携した緊急時モニタリングセンター**の立ち上げ、緊急時モニタリングの実施

#### 5 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

○安定ヨウ素剤の**緊急時の服用**に係る体制や**事前配布**等の必要な措置を整備

### 構成の見直し等

#### 1 各災害に共通する対策の整理

○**各災害に共通する事項をまとめ**、第2編「各災害に共通する対策編」として個別災害対策編の冒頭に移動

#### 2 防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項の見直し

○東日本大震災以降の**最近の防災対策の検討**を踏まえ、**当面、特に重点を置くべき点を明確化**し、第1編に移動

#### 3 最近の災害の教訓を踏まえた見直し

○**避難勧告の判断基準の明確化**、外国人旅行者等の**避難誘導體制の構築**

## 第1章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項

- 予断を持たずに最悪の被害様相を念頭においた上で、予防対策、応急対策を検討し、着実に推進することをもって被害の軽減を図ることが重要

## 第2章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針

南海トラフ地震の特徴を踏まえ、国、地方公共団体、地域住民等、様々な主体が連携をとって、計画的かつ速やかに以下1～9の防災対策を推進

### 南海トラフ地震の特徴

- ① 極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生
- ② 津波の到達時間が極めて短い地域が存在
- ③ 時間差をにおいて複数の巨大地震が発生する可能性
- ④ ①～③から、その被害は広域かつ甚大
- ⑤ 想定される最大規模の地震となった場合、被災の範囲は超広域にわたり、これまで想定されてきた地震とは全く異なる様相の被害が発生

- 1. 各般にわたる甚大な被害への対応
- 2. 津波からの人命の確保
- 3. 超広域にわたる被害への対応
- 4. 国内外の経済に及ぼす甚大な影響の回避
- 5. 時間差発生等への対応
- 6. 外力レベルに応じた対策
- 7. 戦略的な取組の強化
- 8. 訓練等を通じた対策手法の高度化
- 9. 科学的知見の蓄積と活用

## 第3章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の基本的な施策

第2章の「基本的方針」を踏まえて、以下1～7の施策を実施。併せて、各施策に係る具体的な目標及びその達成期間を設定

減災目標 (今後10年間)	想定される死者数	約33万2千人	から	概ね8割減少
	想定される建築物の全壊棟数	約250万棟	から	概ね5割減少

- 1. 地震対策
  - ①建築物の耐震化 ②火災対策 ③土砂災害・地盤災害・液状化対策 ④ライフライン・インフラ施設の耐震化等
- 2. 津波対策
  - ①津波に強い地域構造の構築 ②安全で確実な避難の確保
- 3. 総合的な防災体制
  - ①防災教育・防災訓練の充実 ②ボランティアとの連携 ③総合的な防災力の向上 ④長周期地震動対策
- 4. 災害発生時の対応に係る事前の備え
  - ①災害対応体制の構築 ②救助・救急対策 ③医療対策 ④消火活動等
  - ⑤緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 ⑥食料・水、生活必需品等の物資の調達
  - ⑦燃料の供給対策 ⑧避難者等への対応 ⑨帰宅困難者等への対応 ⑩ライフライン・インフラの復旧対策
  - ⑪保健衛生・防疫対策 ⑫遺体対策 ⑬災害廃棄物等の処理対策 ⑭災害情報の収集 ⑮災害情報の提供
  - ⑯社会秩序の確保・安定 ⑰多様な空間の効果的利用の実現 ⑱広域連携・支援体制の確立
- 5. 被災地内外における混乱の防止
  - ①基幹交通網の確保 ②民間企業等の事業継続性の確保 ③国及び地方公共団体の業務継続性の確保
- 6. 多様な発生態様への対応
- 7. 様々な地域的課題への対応
  - ①高層ビル、地下街、百貨店、ターミナル駅等の安全確保 ②ゼロメートル地帯の安全確保 ③原子力事業所等の安全確保 ④石油コンビナート地帯及び周辺部の安全確保 ⑤孤立可能性の高い集落への対応 ⑥沿岸部における地場産業・物流への被害の防止及び軽減 ⑦文化財の防災対策

## 第4章 南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針

発災時には、南海トラフ地震の特徴を踏まえ、以下1～12に留意して災害応急対策を推進

- 1. 迅速な被害情報の把握
- 2. 津波からの緊急避難への対応
- 3. 原子力事業所等への対応
- 4. 救助・救急対策、緊急輸送のための交通の確保
- 5. 津波火災対策
- 6. 膨大な傷病者等への医療活動
- 7. 物資の絶対的な不足への対応
- 8. 膨大な避難者等への対応
- 9. 国内外への適切な情報提供
- 10. 施設・設備等の二次災害対策
- 11. ライフライン・インフラの復旧対策
- 12. 広域応援体制の確立

## 第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画の基本となるべき事項

指定行政機関及び指定公共機関が防災業務計画において、関係都府県・市町村地方防災会議が地域防災計画において定める「推進計画」に記載すべき事項

- 1. 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項  
〔建築物・構造物等の耐震化、津波防護施設、津波避難ビル等避難場所、避難経路等整備すべき施設について定め、併せて具体的な目標及びその達成期間を定める〕
- 2. 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
  - (1)津波からの防護 〔防潮堤、水門等の管理、自動化、補強等の推進を定める〕
  - (2)円滑な避難の確保 〔地域住民等への情報伝達、避難行動の確保、関係機関のとりべき措置等を定める〕
  - (3)迅速な救助 〔消防機関等による救助・救急活動実施体制を定める〕
- 3. 関係者との連携協力の確保に関する事項  
〔資機材、人員等の配備手配、物資の備蓄・調達、帰宅困難者対策等を定める〕
- 4. 防災訓練に関する事項  
〔他機関との共同訓練を行うよう配慮、居住者等の協力・参加等を定める〕
- 5. 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項  
〔地震・津波の発災時にとるべき行動、備蓄の確保等を含む教育・広報の実施を定める〕
- 6. 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項  
〔国庫負担の嵩上げが適用される津波避難対策緊急事業についての基本となるべき事項として、津波避難対策の推進に関する基本的な方針及び対策の目標・達成期間を定める〕

## 第6章 南海トラフ地震防災対策計画の基本となるべき事項

推進地域内の関係施設管理者、事業者等が定める「対策計画」に記載すべき事項

- 1. 対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者  
〔津波により30cm以上の浸水が想定される区域において、
  - ・病院、劇場、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設を管理・運営する者
  - ・石油等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者
  - ・一般旅客運送事業者(鉄道事業者等)
  - ・学校、社会福祉施設を管理・運営する者
  - ・水道、電気、ガス、通信及び放送事業関係者等〕
- 2. 津波からの円滑な避難の確保に関する事項
- 3. 防災訓練に関する事項
- 4. 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項